

秋田県公安委員会の公印に関する規則

昭和33年 9 月 25 日
公安委員会規則第 6 号

改正	昭和35年 4 月公安委員会規則第 5 号	昭和43年 1 月公安委員会規則第 1 号
	昭和48年 5 月公安委員会規則第 5 号	昭和61年11月公安委員会規則第 7 号
	平成10年 9 月公安委員会規則第 6 号	平成17年 7 月公安委員会規則第11号
	平成18年 4 月公安委員会規則第 7 号	平成30年 3 月公安委員会規則第 4 号
	平成31年 3 月公安委員会規則第 3 号	令和 3 年 2 月公安委員会規則第 1 号
	令和 4 年12月公安委員会規則第 8 号	令和 7 年 7 月公安委員会規則第 5 号

秋田県公安委員会の公印に関する規則をここに公布する。

秋田県公安委員会の公印に関する規則

秋田県公安委員会の公印に関する規則を次のように定める。

第1条 秋田県公安委員会委員長及び秋田県公安委員会の公印（公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を用いることにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。以下単に「公印」という。）の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な用途に使用するもの
- (2) 専用公印 特定の用途に使用するもの

2 公印の制式及び管理責任者は、別表のとおりとする。

第2条 前条に定めるもののほか、公印の保管その他必要な事項は、秋田県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年 4 月 1 日公安委員会規則第 5 号抄）

この規則〔中略〕は、昭和36年 4 月 1 日から〔中略〕適用する。

附 則（昭和43年 1 月16日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、昭和43年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 5 月 8 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、昭和48年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年11月 7 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 9 月18日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成10年 9 月20日から施行する。

附 則（平成17年 7 月15日公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 4 月18日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年3月26日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月5日公安委員会規則第1号）
この規則は、令和3年2月5日から施行する。

附 則（令和4年12月20日公安委員会規則第8号）
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和7年7月18日公安委員会規則第5号）
この規則は、令和7年7月18日から施行する。

別表（第1条関係） 略